



北急延伸線2024年3月23日開業！

箕面市教育委員会

令和5年(2023年)9月21日

箕面市教育委員会

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査の開始について

1. 事案の概要

令和3年11月、箕面市内の小学校が、支援学級に在籍する児童に対するいじめ事案を認知し、同年12月にいじめ防止対策推進法に基づく重大事態について取り扱うべき事案として本市教育委員会に発生報告が行われ、学校と教育委員会とで事実調査等を実施し、令和4年3月に調査対応結果報告が本市教育委員会に対して行われました。その後、令和5年3月、被害児童の保護者から、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を設置し、いじめに関する事実関係および学校および教育委員会の対応について調査を行うよう要望がありました。

この要望を受け、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関である箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査を開始します。

2. 委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	職名	職能団体
あがた つねひで 阿形 恒秀	千里金蘭大学 教授	日本生徒指導学会
いけたに ひろゆき 池谷 博行	弁護士	大阪弁護士会
おおばやし ゆうすけ 大林 裕典	臨床心理士	京都府臨床心理士会
きくち すなみ 菊地 寿奈美	臨床心理士	京都府臨床心理士会
すずき しんたろう 鈴木 伸太郎	弁護士	大阪弁護士会

3. 諮問内容

令和3年度に発生した箕面市内小学校の支援学級に在籍する児童(当時5年生)における事案について、申立てのあったいじめの全容解明及び再発防止に関する事項

- (1) 当該児童が在籍中に学校で起きた事案に関する事実関係を調査すること。
- (2) 当該児童への当該小学校及び本市教育委員会の対応上の問題点を検証すること。
- (3) 前各号によって明らかになった事実及び検証から、再発防止に関する提言を行うこと。
- (4) 前各号について、被害児童およびその保護者、加害児童およびその保護者に対して説明を行うこと。

4. 今後の予定

令和5年10月10日に第1回箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を実施、調査を開始します。

※会議は非公開で実施。